

教委 2-1

許認可等の内容	小・中学校への就学義務の猶予又は免除		
根拠法令及び条項	学校教育法第 18 条		
担当 課	学校教育課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審査基準			
小・中学校の就学義務の猶予又は免除が認められるのは、法第 18 条に規定する病弱、発育不完全、その他やむを得ない事由のため就学が困難と認められる場合であり、教育委員会の指定した医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類等により判断する事になるが、具体的には、次の事項等を判断して行う。			
1 「病弱、発育不完全」とは、盲・聾・養護学校における教育（訪問教育を含む。）に耐えることのできない程度の心身に故障のある場合で、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とするため、教育を受けることが困難又は不可能な者であることをいう。			
2 「その他やむを得ない事由」とは、次に掲げる場合とし、経済的事由によるものは含まない。			
(1) 児童生徒が失踪した場合（倒産等で保護者が児童生徒を連れて失踪し、行方不明となった場合等）			
(2) 教護院、少年院に収容され学校教育を受けられない場合			
(3) 海外から帰国し、日本語を修得させるため、一定期間の猶予を願い出した場合 なお、猶予と免除については、1年間以内の期限を付けて行う「猶予」で様子を見ながら次の1年間を再度見直すこととし、「免除」を最初から行うことはしない。			
変更日 平成 19 年 12 月 26 日			

教委 2-2

許認可等の内容	区域外就学等		
根拠法令及び条項	学校教育法施行令第 9 条第 1 項		
担当 課	学校教育課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審査基準			
1 保護者からの申し出により、おおむね、次のような事情がある場合に承諾する。			
(1) 長期にわたる入院治療を要する場合（他市の病院等で入院治療する場合）			
(2) 転出先の市町村に特別支援学級がない場合			
(3) 登校拒否傾向を有する場合			
(4) 学期・学年の中途転出入の場合（特に最終学年の児童生徒の場合）			
(5) 住宅建築等により、住民票の異動が前後する場合			
(6) 家庭事情により、やむを得ず住民票の異動ができない場合			
2 その他の事項			
(1) 学校教育法施行令第 9 条第 2 項の規定により、相手方市町村教育委員会に協議するものとする。			
(2) 住宅建築に伴う場合は、建築確認書など事実を証明する書面の提出を求めることがある。			